

私立学校教職員共済費補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 4 日
21 生文私振第 1202 号
生活文化スポーツ局長決定

第 1 趣旨

この要綱は、東京都が私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき、東京都が日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の行う年金等給付事業に対し、都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校、各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条 7 項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第 3 条 2 項 2 号に規定する保育所型認定こども園（ただし、学校法人立に限る。）の設置者（以下「設置者」という。）並びにこれらの学校に勤務する教職員の加入者保険料（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 105 号）第 82 条第 1 項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）負担の軽減を図ることを目的として交付する私立学校教職員共済費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、事業団とする。

第 3 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業団に加入している設置者及び設置者の学校に勤務する教職員（ただし、東京都が認可した事業（収益事業を含む。）に従事する者に限る。）の年金等給付に係る事業とする。

第 4 補助対象経費及び補助金の額

（1）補助対象経費

事業団が行う補助事業に必要な経費のうち、設置者及び加入者が負担する加入者保険料に要する経費とする。

（2）補助金の額

毎年度予算の範囲内で別に定める額とする。

第 5 交付申請書の提出

事業団は、この補助金を受けようとする場合は、交付申請書（別記第 1 号様式）、その他必要とする書類を知事に提出するものとする。

- （1）当該年度の事業計画書及び収支予算書
- （2）共済規程
- （3）印鑑証明書
- （4）前年度の決算書
- （5）その他知事が必要と認める書類

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5の規定による補助交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を事業団に対して通知する。

第7 状況報告

事業団は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、東京都職員が補助事業の遂行の状況に関し報告を求めたときは、これに従い、報告しなければならない。

第8 実績報告書の提出

事業団は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）及び収支計算書を知事に提出しなければならない。

第9 補助金の額の確定等

- 1 知事は、第8の規定による実績報告書が提出された場合において、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業団に通知する。
- 2 知事は、事業団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずる。

第10 特別の事情による交付決定の取消し等

- 1 知事は、この補助金の交付決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第11 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 実績報告書の内容が、(1)から(3)までに規定する事由以外により、実際の執行内容と相違していたとき。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

のとする。

第12 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- (5) 知事が東京都職員に、(4)に規定する書類を調査させた場合又は補助事業について報告を命じた場合は、これに応ずること。
- (6) 補助事業の遂行に当たって知り得た事実をみだりに他に漏らしてはならないこと。
- (7) ア 知事は、第7の規定により事業団から提出された報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること。
 - イ 知事は、事業団がアの遂行命令に違反したときは、補助事業の遂行について、一時停止を命ずることがあること。この場合において、補助事業者は指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置をとらなければならないこと。
- (8) 知事は、第8の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができること。この場合において、補助事業者は、これに従わなければならないこと。
- (9) 第9 2、第10 2又は第11 2の規定に基づく補助金の返還は、指定する期日までに行わなければならないこと。
- (10) 第11 2の規定により、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならないこと。
- (11) 第9 2、第10 2又は第11 2の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならないこと。
- (12) 知事は、事業団に対し補助金の返還を命じ、事業団が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業団に対して同種の事務又は事業について交付すべき他の補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未

納付額を相殺するものとする。

第13 申請の撤回

補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があり、当該申請の撤回をしようとするときは、第6に規定する決定通知の受領の日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第14 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第15 実施要領

この要綱に定めるもののほか、補助金に係るその他の取扱いに関する細目については、東京都生活文化局私学部長が定める「実施要領」によるものとする。

第16 留意事項

補助事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。